○国土交通省告示第六百四十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1203	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）墨田区千歳三丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社ＮＩＰＰＯ	東京都中央区京橋一丁目19番11号	平成25年6月7日
1204	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）淀川区西宮原２丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿１丁目26番２号	平成25年6月7日
1206	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「岩本町１丁目共同住宅」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社 三菱地所レジデンス株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14番１号 東京都千代田区大手町一丁目６番１号	平成25年6月7日

○国土交通省告示第六百五十号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　2

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人日本橋梁建設協会

(三)　変更後の代表者の氏名　藤井　久司

(四)　変更年月日　平成二十五年五月二十四日

○国土交通省告示第六百五十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　3

(二)　変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人日本造園組合連合会

(三)　変更年月日　平成二十五年四月一日

(四)　変更後の代表者の氏名　宇田川辰彦

変更年月日　平成二十五年五月二十四日

○国土交通省告示第六百五十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、同法第二十五条の七十において準用する同条六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録年月日　平成二十五年五月十三日

二　登録番号　2

三　登録船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited

四　住所　71 Fenchurch Street, London, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

五　代表者の氏名　Richard Sadler

六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
横浜デザインサポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーA10階
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーA10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階
London Design Support Office Lloyd's Register EMEA	71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

○国土交通省告示第六百五十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり証書発給船級協会の登録を更新したので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件

一　登録年月日　平成二十五年五月十三日

二　登録番号　2

三　登録船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited

四　住所　71 Fenchurch Street, London, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

五　代表者の氏名　Richard Sadler

六　証書発給を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番１号　クイーンズタワーA10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通４丁目１番22号　アーバンエース三宮ビル９階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７番１号　住友生命ビル11階